

第55回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月27日（火曜日）午前10時

場所

東京都台東区秋葉原1番1号
秋葉原ビジネスセンター 4階 AP秋葉原

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役6名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。

<https://p.sokai.jp/8154/>



加賀電子としての考え方／ 行動の軸となるフィロソフィー

1968年の加賀電子創業以来不変の『経営理念』、
5年先、10年先の中長期の時間軸で目指すべき姿を示した『経営ビジョン』、
そして、それらを実現するために加賀電子グループ社員の規範となる振る舞いを定めた『行動指針』、
これらのフィロソフィーは、加賀電子にとっての考え方と行動の軸を表したものです。



株主の皆さまへ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第55回定時株主総会を2023年6月27日（火）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案および第55期の事業の概要等ご説明申し上げますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

また、当社グループでは、2022年4月より「中期経営計画2024」がスタートしており、より一層のビジネスの拡大に注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りたく、何卒よろしくお願い申し上げます。



代表取締役会長
会長執行役員

塚本 勲

代表取締役社長
社長執行役員

門 良一

証券コード 8154
(発送日) 2023年6月8日
(電子提供措置開始日) 2023年6月6日

株 主 各 位

東京都千代田区神田松永町20番地
加賀電子株式会社
代表取締役社長 門 良 一
社長執行役員

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.taxan.co.jp/jp/ir/event/event_03.html



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8154/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「加賀電子」又は「コード」に当社証券コード「8154」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月26日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時

2. 場 所 東京都台東区秋葉原1番1号
秋葉原ビジネスセンター 4階 AP秋葉原
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第55期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第55期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、電子提供措置事項に修正が生じた場合には、前ページに記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。



本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「主要な事業内容」「セグメント別営業の状況」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」
- ② 連結計算書類の「連結包括利益計算書」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

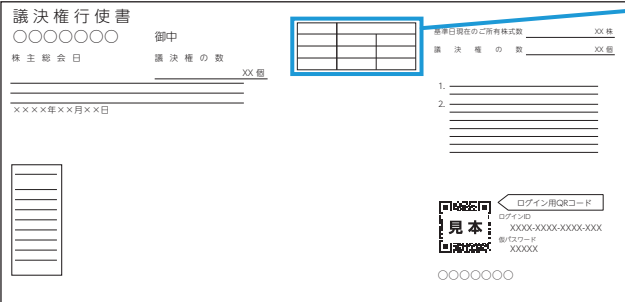
したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

| | | |
|---|--|--|
| <p>株主総会にご出席される場合</p>  <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日時</p> <p>2023年6月27日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)</p> | <p>書面(郵送)で議決権を行使される場合</p>  <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年6月26日(月曜日) 午後5時30分到着分まで</p> | <p>インターネットで議決権を行使される場合</p>  <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年6月26日(月曜日) 午後5時30分入力完了分まで</p> |
|---|--|--|

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

| | |
|--|---|
|  <p>議決権行使書 〇〇〇〇〇〇〇〇 御中 株主総会日 議決権の数 XX包 XXXXXXXXXXXX XXXX年XX月XX日</p> <p>1. _____ 2. _____ _____</p> <p>ログイン用QRコード 〇〇〇〇〇〇〇〇 XXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXX 〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>※議決権行使書はイメージです。</p> | <p>こちらに議案の賛否をご記入ください。</p> <p>第1・2号議案</p> <ul style="list-style-type: none">● 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印● 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印 <p>第3・4号議案</p> <ul style="list-style-type: none">● 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印● 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印● 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。 |
|--|---|

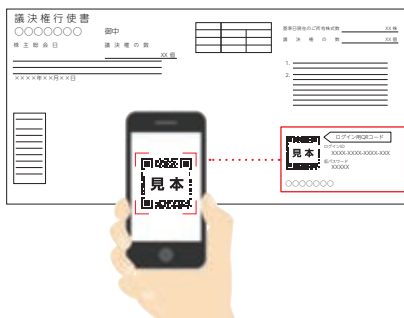
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたく存じます。

■ 期末配当に関する事項

第55期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、当社普通株式1株につき70円の普通配当に、創立55周年の記念配当10円および特別配当40円を加え1株につき120円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、3,151,600,920円となります。

これにより、すでにお支払いさせていただいております中間配当金1株につき100円を加えた当期の年間配当金は1株につき220円、年間配当総額は5,777,960,720円となります。

1

配当財産の種類

金銭

2

株主に対する配当財産の
割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき

金120円

(普通配当70円)

(記念配当10円)

(特別配当40円)

総額 3,151,600,920円

3

剰余金の配当が
効力を生じる日

2023年6月28日

1. 提案の理由

- ①株主総会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第15条（招集権者および議長）について変更を行うものであります。
- ②経営意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、経営意思決定の迅速化と取締役会の監督機能の強化をすること、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を構築することならびに柔軟な業務執行の実現を目的として、現行定款第4章「取締役および取締役会」、第21条（任期）、第22条（代表取締役および役付取締役）、第23条（執行役員）について変更を行うものであります。
- ③取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、現行定款第24条（取締役会の招集権者および議長）について変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 <u>取締役および取締役会</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって代表取締役社長1名を選任し、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他の役付取締役各若干名を選任することができる。</u></p> | <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>当該取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 <u>取締役、取締役会および執行役員</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(執行役員) 第23条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> | <p>(執行役員) 第23条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 取締役会はその決議によって、会長執行役員、社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員およびその他役付執行役員各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u>がこれを招集し議長となる。</p> <p>2. <u>当該取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> |

第3号議案

取締役6名選任の件

現取締役11名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、コーポレート・ガバナンスの更なる向上のため、執行役員への権限移譲など経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離することにより、それぞれの役割を明確化することで、取締役会機能および業務執行機能の強化を図ることを目的に、現取締役11名から5名減員となる取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名／候補者属性 | 当社における地位及び担当 | 取締役会への出席状況 | 総会后就任予定の委員会 | | |
|-------|------------------------------------|-------------------|--------------------|-------------|----------|---------|
| | | | | 指名・報酬委員会 | CSR推進委員会 | SDGs委員会 |
| 1 | つかもと いざお 塚本 勲 再任 | 代表取締役会長 会長執行役員 | 17回／18回 (94.4%) | ○ | | |
| 2 | かど りょういち 門 良一 再任 | 代表取締役社長 社長執行役員 | 18回／18回 (100%) | ○ | ★ | ★ |
| 3 | かけい しんたろう 筧 新太郎 再任 | 取締役 専務執行役員 | 18回／18回 (100%) | | ○ | ○ |
| 4 | みよし すずむ 三吉 暹 再任 社外 独立 | 社外取締役 | 18回／18回 (100%) | ○ | | |
| 5 | たむら あきら 田村 彰 再任 社外 独立 | 社外取締役 | 17回／18回 (94.4%) | ○ | | |
| 6 | はしもと のりとも 橋本 法知 再任 社外 独立 | 社外取締役 | 18回／18回 (100%) | ★ | | |

再任 …再任取締役候補者 社外 …社外取締役候補者 独立 …東京証券取引所の定めに基づく独立役員

★…委員長 ○…委員

候補者番号

1

つかもと
塚本

いさお
勲

生年月日 1943年9月1日

再任



所有する当社株式の数
730,345株

在任年数
55年

取締役会出席状況
17/18回 (94.4%)

略歴、当社における地位、担当

1968年9月 加賀電子株式会社設立
代表取締役社長
2007年4月 代表取締役会長
2021年6月 ITbookホールディングス株式会社 社外取締役 (現任)
2022年4月 代表取締役会長 会長執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

ITbookホールディングス株式会社 社外取締役

取締役候補者とした理由

当社創業者であり、2007年まで当社代表取締役社長を務め、その後、代表取締役会長として当業界に限らず幅広い知見・人脈を有し、グループ全体の経営の指揮を執っております。今後においても、経営に関する豊富な知見と能力が当社グループ経営および企業価値の向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

かど
門

りょう いち
良 一

生年月日 1957年12月1日

再任



所有する当社株式の数
66,451株

在任年数
28年

取締役会出席状況
18/18回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

1980年3月 当社入社
1991年4月 営業本部営業第三部部长
1992年4月 営業本部AM営業部部长
1995年4月 ハイテックス事業部東日本営業部部长
1995年6月 取締役
2002年4月 常務取締役
2005年4月 専務取締役特機事業本部长
2011年4月 専務取締役エンターテインメントビジネスユニット長
2012年4月 取締役副社長コンポーネントビジネスユニット長
2014年4月 代表取締役社長
2022年4月 代表取締役社長 社長執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

入社より当社主要事業に携わっており、豊富な知見と実績に基づくリーダーシップを備えております。また、2014年の当社代表取締役社長就任以降、グループ経営の指揮を執り企業価値向上に貢献しております。その幅広い経験と能力は、中期経営計画の推進および当社グループ経営の要として欠かせないものと判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 3

かけい
筧

しん た ろ う

新太郎

生年月日 1956年11月9日

再任



所有する当社株式の数
33,335株

在任年数
23年

取締役会出席状況
18/18回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

1993年 4月 当社入社
1994年 4月 第二営業本部アジアプロジェクト室長
1997年 4月 営業本部海外営業部長
2000年 5月 電子事業本部海外事業部長
2000年 6月 取締役
2005年 4月 常務取締役
2011年 4月 常務取締役マニュファクチャリングビジネスユニット長
2014年 4月 専務取締役マニュファクチャリングビジネスユニット長
2015年 4月 専務取締役兼経営企画室長
2015年10月 専務取締役
2022年 4月 取締役 専務執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

入社より海外事業やEMS事業に携わり、その収益基盤を確立するなど豊富な実績と幅広い見識を有しております。海外での事業展開におけるその実績と豊富な経験は当社の企業価値向上に欠かせないものと判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 4

み よし
三 吉

すすむ

遅

生年月日 1940年9月20日

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
3,000株

在任年数
8年

取締役会出席状況
18/18回 (100%)

略歴、当社における地位、担当

1963年 4月 トヨタ自動車工業株式会社(現：トヨタ自動車株式会社) 入社
1994年 9月 同社取締役
2001年 6月 同社代表取締役副社長
2002年 6月 同社相談役
2002年 6月 大阪トヨペット株式会社 (現：大阪トヨタ自動車株式会社) 代表取締役社長
2005年 6月 トヨタ自動車株式会社顧問
大阪トヨペット株式会社 (現：大阪トヨタ自動車株式会社) 代表取締役会長
2009年 6月 日立マクセル株式会社 (現：マクセルホールディングス株式会社) エグゼクティブ・アドバイザー
2015年 6月 当社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

トヨタ自動車株式会社において代表取締役副社長を経験されており、様々な企業における企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を活かして経営全般に対する監督・助言をいただくことにより、当社取締役会の機能強化が図れることを期待して社外取締役候補者としていたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号 5

たむら
田村
あきら
彰

生年月日 1946年7月23日

再任 社外 独立



略歴、当社における地位、担当

- 1970年 4月 日本銀行入行
- 1978年 6月 大蔵省 国際金融局課長補佐（派遣）
- 1998年 1月 日本銀行 電算情報局長
- 1998年 4月 同行システム情報局長
- 2001年 6月 総合警備保障株式会社常務取締役
- 2008年 4月 同社代表取締役専務執行役員
- 2012年 4月 新潟総合警備保障株式会社 顧問（現任）
- 2015年 6月 当社社外取締役（現任）
- 2019年 6月 ソレキア株式会社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

新潟総合警備保障株式会社 顧問
ソレキア株式会社 社外取締役

所有する当社株式の数
3,000株
在任年数
8年
取締役会出席状況
17/18回（94.4%）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

総合警備保障株式会社において代表取締役専務を経験され企業経営者としての豊富な経験を有しているとともに、日本銀行および複数の企業において培われた高い知見を有しており、当該知見を活かし経営全般に関して特に経営戦略や経営管理などに対する監督・助言をいただくことにより当社取締役会の機能強化が図れることを期待して社外取締役候補者いたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号 6

はし もと のり とも
橋 本 法 知

生年月日 1954年7月30日

再任 社外 独立



略歴、当社における地位、担当

- 1977年 4月 三菱電機株式会社入社
- 2009年 4月 同社常務執行役、総務・人事・広報担当
- 2009年 6月 同社取締役、指名委員長、報酬委員長、常務執行役、総務・人事・広報担当
- 2012年 4月 同社取締役、指名委員長、報酬委員長、専務執行役、経営企画・関係会社担当
- 2012年 6月 同社取締役、指名委員、専務執行役、経営企画・関係会社担当
- 2016年 4月 同社取締役
- 2016年 7月 同社顧問
- 2019年 6月 当社社外取締役（現任）
- 2021年 3月 株式会社イボキン 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社イボキン 社外取締役

所有する当社株式の数
1,300株
在任年数
4年
取締役会出席状況
18/18回（100%）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

三菱電機株式会社において取締役および執行役を経験されており、指名委員長や報酬委員長および総務・人事・経営企画の担当などを歴任するなど豊富な経験と高い知見を有しており、当該知見を活かし経営全般に関して特に経営戦略や人事などに対する監督・助言をいただくことにより当社取締役会の機能強化が図れることを期待して社外取締役候補者いたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三吉 暹、田村 彰、橋本法知は、社外取締役候補者であります。
3. 三吉 暹、田村 彰、橋本法知は、現在、当社の社外取締役であります。3名の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって三吉 暹が8年、田村 彰が8年、橋本法知が4年となります。
4. 当社は三吉 暹、田村 彰、橋本法知との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、3名の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の内容の概要は、47ページ「Ⅲ会社役員状況(5)役員等賠償責任保険契約内容の概要等」に記載のとおりです。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容の更新を予定しております。
6. 三吉 暹、田村 彰、橋本法知は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。なお、3名の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

監査役亀田和典および石井隆弘は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 **1** **かわむら えいじ** **川村英治** 生年月日 1955年8月14日

新任



所有する当社株式の数
40,622株

在任年数
一年

取締役会出席状況
18/18回 (100%)

監査役会出席状況
-/-回 (-%)

略歴、当社における地位

1979年3月 当社入社
1985年12月 TAXAN (U.K.) LTD.代表取締役社長
1993年4月 第二営業本部海外営業部部长
2003年5月 加賀ソルネット株式会社代表取締役社長
2005年4月 執行役員経理部長兼情報システム室長
2012年4月 執行役員管理本部長
2012年6月 取締役管理本部長兼経理部長
2015年4月 取締役管理本部長
2015年6月 常務取締役管理本部長
2022年4月 取締役 常務執行役員 管理本部長
2023年4月 取締役 常務執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

-

監査役候補者とした理由

入社より営業部門、管理部門に携わったほか、国内・海外連結子会社の代表取締役社長を務める等、当社グループ業務につき幅広い知見と見識を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、監査役候補者いたしました。

候補者番号

2

おお やなぎ きょう こ
大 柳 京 子

生年月日 1978年9月11日

新任

社外

独立



所有する当社株式の数
一株

在任年数
一年

取締役会出席状況
-/-回 (-%)

監査役会出席状況
-/-回 (-%)

略歴、当社における地位

- 2002年4月 株式会社産研アウトソーシング入社
- 2004年1月 須賀田労務管理事務所（現社会保険労務士法人さくらマネジメントオフィス）入社
- 2005年11月 社会保険労務士登録
- 2006年4月 厚生労働大臣認可労働保険事務組合東京労務改善推進協会専務理事
- 2016年4月 社会保険労務士法人さくらマネジメントオフィス代表（現任）
- 2020年4月 厚生労働大臣認可労働保険事務組合東京労務改善推進協会理事長（現任）

重要な兼職の状況

社会保険労務士法人さくらマネジメントオフィス代表
厚生労働大臣認可労働保険事務組合東京労務改善推進協会理事長

社外監査役候補者とした理由

企業経営や社会保険労務士として豊富な知識、経験を有しており、働き方改革や人的資本への投資および女性活躍推進などにおける企業の健全性を確保するため、専門的見地からの多角的な視点をもった的確な監査を遂行できることを期待して、社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大柳京子は、社外監査役候補者であります。
3. 大柳京子の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の内容の概要は、47ページ「Ⅲ会社役員状況(5)役員等賠償責任保険契約内容の概要等」に記載のとおりです。各監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容の更新を予定しております。
5. 大柳京子は、社会保険労務士法人さくらマネジメントオフィス代表であり、当社は同事務所との間に顧問契約を締結しておりますが、取引額が僅少であり、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしていることから、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

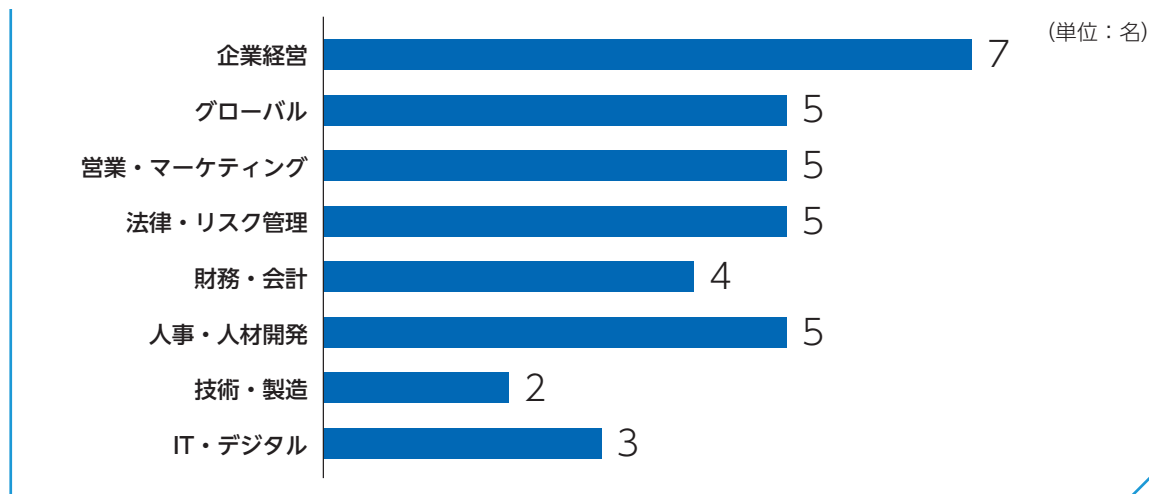
以上

| | 氏名 | | 取締役・監査役の専門性 | | | | | | | |
|-------|------|-------|-------------|-------|------------|----------|-------|---------|-------|---------|
| | | | 企業経営 | グローバル | 営業・マーケティング | 法律・リスク管理 | 財務・会計 | 人事・人材開発 | 技術・製造 | IT・デジタル |
| 取締役 | つかもと | いさお | | | | | | | | |
| | 塚本 | 勲 | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | |
| | かど | りょういち | | | | | | | | |
| | 門 | 良一 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | |
| | かけい | しんたろう | | | | | | | | |
| | 寛 | 新太郎 | | ○ | ○ | | | | ○ | ○ |
| 監査役 | みよし | すすむ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 三吉 | 暹 | 社外 | 独立 | | | | | | |
| | たむら | あきら | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ |
| | 田村 | 彰 | 社外 | 独立 | | | | | | |
| | はしもと | のりとも | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | |
| | 橋本 | 法知 | 社外 | 独立 | | | | | | |
| | かわむら | えいじ | | | | | | ○ | ○ | ○ |
| | 川村 | 英治 | | ○ | | | ○ | ○ | | |
| ぎつない | すすむ | ○ | ○ | | | ○ | | | | |
| 橋内 | 進 | 社外 | 独立 | | | | | | | |
| さとう | よういち | | | | ○ | | ○ | | | |
| 佐藤 | 陽一 | 社外 | 独立 | | | | | | | |
| おおやなぎ | きょうこ | ○ | | | ○ | | ○ | | | |
| 大柳 | 京子 | 社外 | 独立 | | | | | | | |

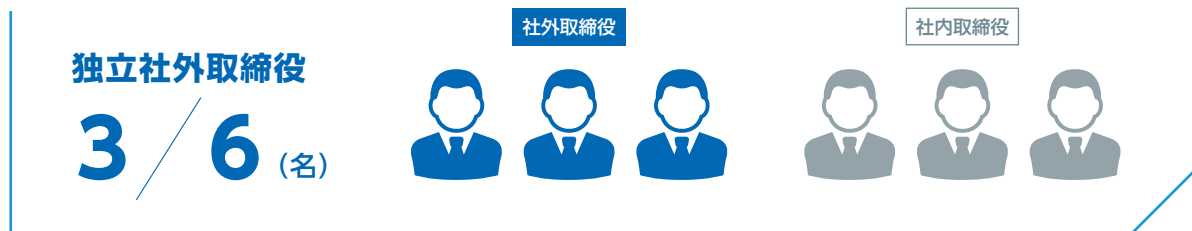
※各人に特に期待される項目を4つまで記載しております。上記一覧表は、役員の有する全ての知見を表すものではありません。

〔ご参考〕 取締役会、指名・報酬委員会の状況

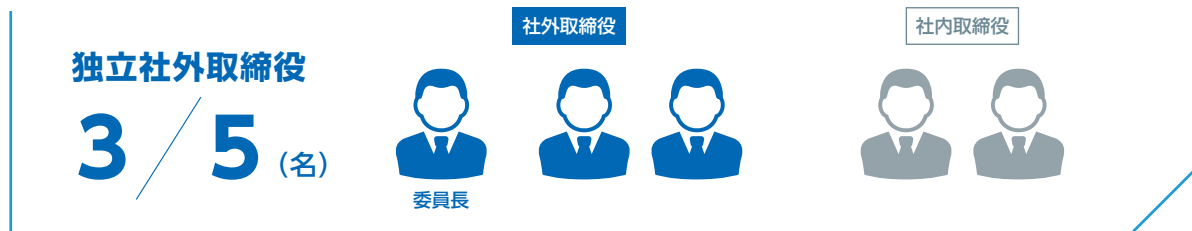
● 取締役・監査役の専門性、経験



● 取締役の独立性



● 指名・報酬委員会の独立性



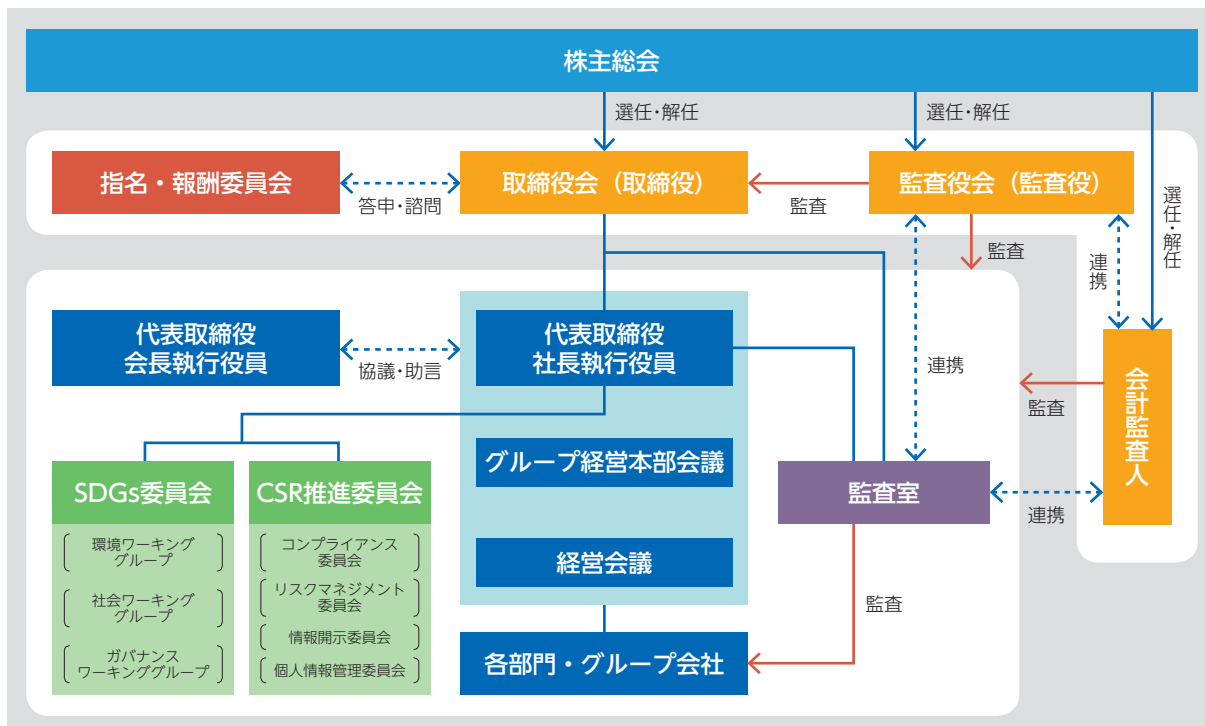
ご参考

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方と体制 (第55回定株主総会后)

当社はコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題と認識し、企業倫理と法令遵守の徹底、内部統制システムの強化を推進するとともに、経営の健全性・効率性・透明性を確保し、企業価値の向上を図ることを基本的方針・目的としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。また、コーポレート・ガバナンスの重要性に鑑み、CSR推進委員会に加え、SDGs委員会、指名・報酬委員会を設置し、体制強化を図っています。

当社は取締役会設置会社および監査役会設置会社であり、取締役会、指名・報酬委員会、監査役会、監査役、会計監査人との連携によるコーポレート・ガバナンス体制を採用しています。取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定すると共に、各取締役の職務執行の状況を監督しています。取締役の人数は社外取締役3名を含めた6名であり、十分な議論を行的確かつ迅速な意思決定ができる体制を整えています。また、当社は2005年4月1日より、雇用型執行役員制度を導入しておりますが、コーポレート・ガバナンスの更なる向上のため2022年4月1日より委任型執行役員制度を導入しました。これにより、経営に関する意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を促進しそれぞれの役割を明確化することで、取締役会機能および業務執行機能の強化を図りつつ、外部環境の変化に迅速に対応できる体制を構築しております。なお、監査役会は、社外監査役3名を含めた4名体制としており、監査役は、取締役会に常時出席する他、社内の重要会議にも積極的に参加するなど執務を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は以下の通りです。



指名・報酬委員会

当社では、指名・報酬委員会を設置し、取締役、監査役、委任型執行役員の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性および客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化およびコーポレート・ガバナンス体制の充実を図っています。

監査室

当社では、監査室を設置し、監査役と連携のもと内部監査を実施しています。監査計画について監査役と監査室が事前に協議するとともに、監査結果については、監査室が監査役に定期的報告を行っているほか、監査役の必要に応じ、監査室に対して報告を求めるなど随時連携を図っています。

SDGs委員会

当社では、代表取締役 社長執行役員を委員長とするSDGs委員会を設置し、従前より取り組んでまいりましたCSRならびにESGへの対応を深化させ、グループ全社で横断的にサステナビリティ経営を推進しています。また、この下部組織として環境ワーキンググループ、社会ワーキンググループ、ガバナンスワーキンググループを設置し、それぞれの領域において積極的に活動を展開しています。

CSR推進委員会

当社では、代表取締役 社長執行役員を委員長とするCSR推進委員会を設置し、企業価値の向上を図るとともに企業の社会的責任を推進しています。また、この下部組織としてコンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、情報開示委員会、個人情報管理委員会を設置し、それぞれの領域において積極的に活動を展開しています。

社外役員について

当社は、社外取締役を3名、社外監査役を3名選任しています。社外取締役の選任については東京証券取引所の独立性基準を参考にし、当社と特別な利害関係がないことや、企業経営において豊富な経験と幅広い見識を保有していることを要件としています。また、監査役については高いレベルの専門知識や業務執行者からの独立性を要件としています。

当社では、取締役会事務局を設け、取締役会の審議事項に関する資料を、取締役会の開催に先立って、社外役員を含む全役員に配布しています。社外役員には必要に応じて補足説明を行うなど十分な事前情報の伝達により、取締役会における活発な議論を後押ししています。また、翌事業年度における定時の取締役会の開催日程については、毎事業年度末までに設定し、社外役員を含む全役員に周知し、出席率の向上に努めています。

〔社外役員の独立性についての当社の考え方〕

- ・当社は、会社法上の要件に加え東京証券取引所が定める独立性の判断要素に基づいた「社外役員の資格要件」(注)を基準に社外役員を選任しているため、社外役員の独立性は、十分保たれていると判断し、社外役員全員を独立役員として東京証券取引所に届出をしております。
- ・社外役員全員を独立役員とすることについては、「社外役員の資格要件」が社外役員の独立性の判断基準として問題ないことを確認し、取締役会において決議しております。

(注) 「社外役員の資格要件」

- ・社外役員新任候補者および本人が帰属する企業・団体と当社グループの間に下記の資格要件を設ける。
 1. 取締役候補者・監査役候補者に指名される前5年間、当社グループの会計監査人の代表社員、社員であったことがないこと
 2. 当社グループの大株主(総議決権の10%以上の株式を保有するもの)、若しくは当社グループの大株主が法人である場合には、当該大株主の取締役・監査役・執行役・執行役員又は社員でないこと
 3. 当社グループの主要な取引先企業(*)の取締役・監査役・執行役・執行役員又は社員でないこと
(*) 主要な取引先とは、当社グループとの取引において、支払額又は受取額が、当社グループ又は取引先の連結売上高の3%以上を占めている企業
 4. 当社グループから取締役・監査役報酬以外に、本人が年間100万円以上の報酬を受領しないこと
 5. 当社グループの取締役・監査役又は執行役員と親族関係(二親等以内)にないこと
 6. 当社グループとの間で、取締役・監査役・執行役・執行役員を相互に派遣していないこと
 7. その他当社グループとの間に利害関係を有し、社外取締役・社外監査役として職務を遂行する上で独立性に疑いがない場合

(提供書面)

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

I 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く国内外の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和にともない、社会経済活動の正常化が進み、半導体不足やサプライチェーンの混乱も緩和するなど、景気は緩やかな回復基調となりました。一方で、長期化するロシア・ウクライナ情勢の影響により食料やエネルギー価格が高騰する中、インフレ対策としての政策金利の引き上げによる為替相場の急変や金融システムの不安など、先行きの不透明感が続いています。

米国および欧州では個人消費は概ね堅調に推移しましたが、高いインフレ率と金融引き締めにより金融機関が経営破綻するなど将来に対する不安はますます高まりました。中国では、ゼロコロナ政策による影響を受けましたが、解除後は個人消費に持ち直しの動きがみられました。日本では、円安やエネルギー資源及び穀物価格の上昇による諸物価高騰の影響が懸念されるものの、社会経済活動の正常化が進み、景気は緩やかに回復しました。

当社グループが属するエレクトロニクス業界では、一部の半導体や電子部品において継続していた供給不足や長納期化は概ね解消し、広範な産業分野からの需要は引き続き高水準で推移しました。

このような経営環境の中、当社グループの中核事業である電子部品事業においては、車載関連向けや医療機器関連向けを中心に、部品販売ビジネス、EMS^(注)ビジネスとも販売が大きく伸長しました。

情報機器事業では、高価格帯のPC製品やセキュリティソフトの販売およびLED設置ビジネスが伸長しました。

ソフトウェア事業では、スマホ向けゲーム制作やCG制作の受注が回復しました。

その他事業では、PC製品などのリサイクルビジネスが堅調に推移しました。

これらの結果、すべての事業セグメントで増収となり、当社グループの当連結会計年度における売上高は、前期比22.6%増の6,080億64百万円となりました。

営業利益は、売上増加および売上総利益率の良化により売上総利益が大幅に増加し、前期比54.2%増の322億49百万円となりました。経常利益は327億39百万円(前期比52.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は230億70百万円(前期比49.8%増)となりました。売上高は2期連続、営業利益、経常利益は4期連続、親会社株主に帰属する当期純利益は3期連続で過去最高を更新しました。

(注) Electronics Manufacturing Serviceの略語。製品の開発・生産を受託するサービス。

(連結業績)

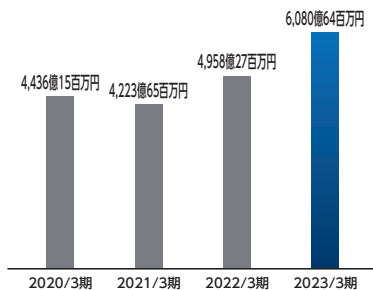
| 売上高 | 営業利益 | 経常利益 | 親会社株主に帰属する 当期純利益 |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 6,080億64百万円 | 322億49百万円 | 327億39百万円 | 230億70百万円 |
| 前期比 22.6%増 ↗ | 前期比 54.2%増 ↗ | 前期比 52.6%増 ↗ | 前期比 49.8%増 ↗ |

② 直前3事業年度の財産および損益の状況

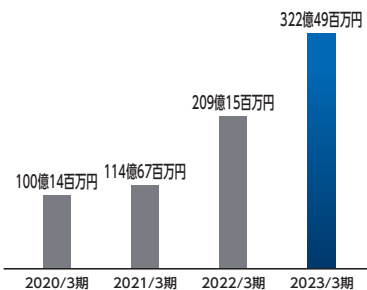
| 区 分 | | 2020/3期 | 2021/3期 | 2022/3期 | 2023/3期 |
|-----------------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 売上高 | (百万円) | 443,615 | 422,365 | 495,827 | 608,064 |
| 営業利益 | (百万円) | 10,014 | 11,467 | 20,915 | 32,249 |
| 経常利益 | (百万円) | 10,137 | 11,241 | 21,456 | 32,739 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | (百万円) | 5,852 | 11,399 | 15,401 | 23,070 |
| ROE | (%) | 7.6 | 13.5 | 15.7 | 19.6 |
| 総資産 | (百万円) | 207,638 | 237,004 | 272,139 | 286,217 |
| 純資産 | (百万円) | 86,250 | 95,062 | 105,800 | 129,737 |
| 1株当たり当期純利益 | (円 銭) | 213円21銭 | 415円07銭 | 576円46銭 | 878円65銭 |
| 1株当たり純資産額 | (円 銭) | 2,850円99銭 | 3,311円24銭 | 4,026円22銭 | 4,935円36銭 |
| 自己資本比率 | (%) | 37.7 | 38.4 | 38.8 | 45.3 |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を2022年3月期の期首から適用しており、2022年3月期以降の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

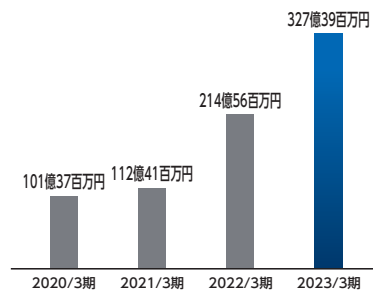
売上高



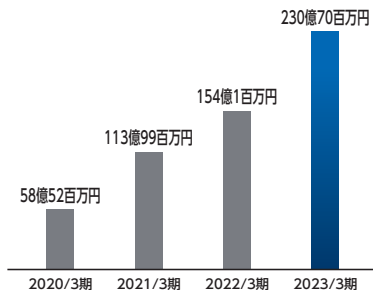
営業利益



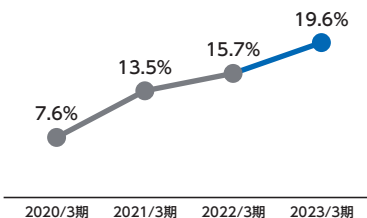
経常利益



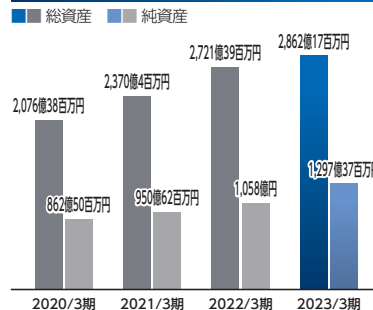
親会社株主に帰属する当期純利益



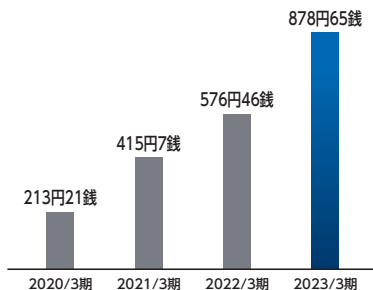
自己資本利益率 (ROE)



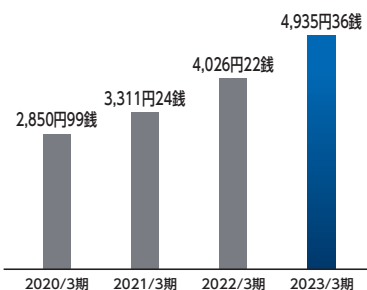
総資産/純資産



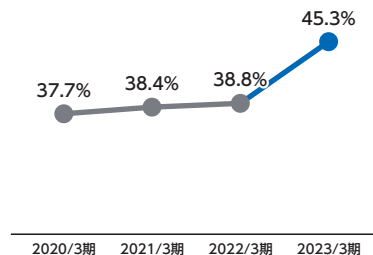
1株当たり当期純利益

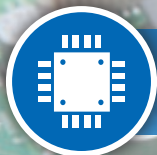


1株当たり純資産額

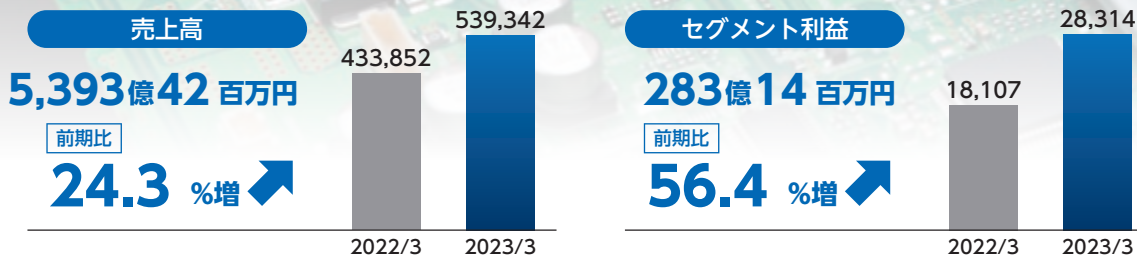


自己資本比率





電子部品事業



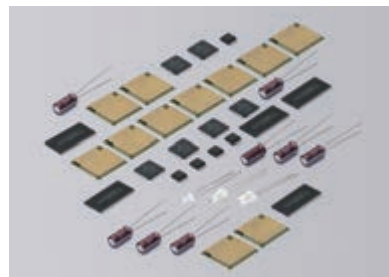
事業内容

半導体、一般電子部品、EMSなどの開発・製造・販売など

当事業では、部品販売ビジネスは、逼迫が続いていた半導体や電子部品の需給状況が年度後半から改善されてきたことを背景に、広範な業界への販売が高水準で推移しました。一方、供給不足が続く車載関連向けの一部製品については、独立系商社としての調達力の強みを活かして販売物量を確保するとともに代替製品の提案などにグループの総力をあげて取り組みました。

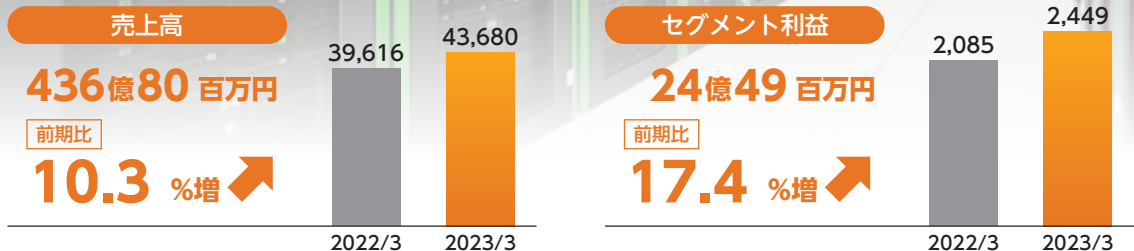
EMSビジネスは、車載関連向けの販売が大きく伸長したほか、医療機器関連、事務機器関連向けなど主要顧客向けの販売も堅調に推移しました。また、期初からの円安進行も円ベースでの収益を押し上げました。

これらの結果、売上高は5,393億42百万円（前期比24.3%増）、セグメント利益は283億14百万円（前期比56.4%増）となりました。





情報機器事業



事業内容

パソコン、PC周辺機器、各種家電、写真・映像関連商品
およびオリジナルブランド商品など完成品の販売など

当事業では、法人向けや教育機関向けパソコン販売は、買い替えサイクル長期化により台数ベースでは伸び悩みましたが、高価格帯製品の販売が寄与し金額ベースでは好調に推移しました。セキュリティソフトなど、PC周辺製品の販売も引き続き堅調に推移しました。また、LED設置ビジネスは、資材不足で遅延していた全国規模の大型案件の施工が順調に進捗し、事業収益に大きく寄与しました。

これらの結果、売上高は436億80百万円（前期比10.3%増）、セグメント利益は24億49百万円（前期比17.4%増）となりました。



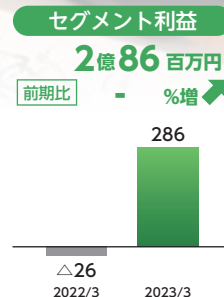
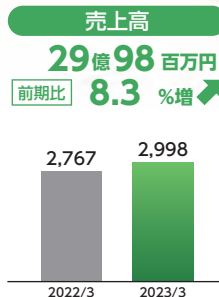


ソフトウェア事業

事業内容 CG映像制作、アミューズメント関連商品の企画・開発など

当事業では、スマホ向けゲーム制作やCG制作において大型案件や新規案件の受注が回復するとともに、コスト削減が進捗し事業採算は改善しました。

これらの結果、売上高は29億98百万円（前期比8.3%増）、セグメント利益は2億86百万円（前期はセグメント損失26百万円）となりました。

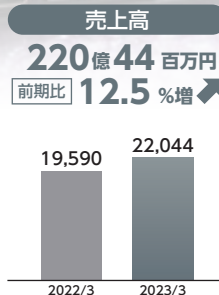


その他事業

事業内容 エレクトロニクス機器の修理・サポート、アミューズメント機器の製造・販売、スポーツ用品の販売など

当事業では、PC製品ならびにPC周辺機器のリサイクルビジネスが好調に推移しました。また、コロナ禍における行動制限の緩和を受け、アミューズメント業界向けアーケードゲーム機器や、ゴルフ用品の販売も回復しました。

これらの結果、売上高は220億44百万円（前期比12.5%増）、セグメント利益は11億1百万円（前期比76.0%増）となりました。



③ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資額は、36億91百万円（有形固定資産取得価額ベース）であり、その主な内容は、海外製造拠点の設備増強などによるものであります。

④ 資金調達の状況

当連結会計年度において、資金調達手段の多様化を目的とし、総額100億円の無担保社債を発行しました。また取引金融機関と総額150億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。なお、同契約を利用した当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

・株式取得状況

| 日付 | 会社名 | 取得会社 | 取得割合 | 状況 |
|------------|--------------|----------|--------|--------|
| 2022年6月30日 | 加賀EMS十和田株式会社 | 加賀電子株式会社 | 100.0% | 完全子会社化 |

(2) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

直接所有子会社

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-------------------|-------------|--------|--|
| 加賀テック株式会社 | 60,000千円 | 100.0% | 電子部品・電子機器等の販売 |
| 加賀デバイス株式会社 | 395,200千円 | 100.0% | 電子部品・電子機器等の販売 |
| 加賀ソルネット株式会社 | 310,000千円 | 100.0% | コンピュータネットワークシステムの開発・設計・施工・保守および情報機器・ソフトウェア・感光材料・光学機器等の販売 |
| 株式会社エー・ディーデバイス | 301,200千円 | 96.7% | 電子部品・電子機器等の販売 |
| 加賀マイクロソリューション株式会社 | 300,050千円 | 100.0% | コンピュータ・コンピュータ周辺機器・電気機器等の開発・製造・販売およびリサイクル事業 |
| 株式会社デジタル・メディア・ラボ | 106,000千円 | 100.0% | コンピュータグラフィックの企画・開発および販売 |
| 加賀スポーツ株式会社 | 50,000千円 | 100.0% | スポーツ用品等の製造、卸売および販売 |
| 加賀アミューズメント株式会社 | 50,000千円 | 100.0% | 電子部品・電子機器等の販売 |
| 加賀テクノサービス株式会社 | 42,000千円 | 100.0% | 電気・電気通信設備工事業・内装工事業 |
| 加賀 F E I 株式会社 | 4,877,683千円 | 100.0% | 電子部品・電子機器等の販売 |
| 加賀 EMS 十和田株式会社 | 30,000千円 | 100.0% | 車載用電子機器、医療機器の基板実装および組立て |
| 株式会社エクセル | 400,000千円 | 100.0% | 電子部品・電子機器等の販売 |
| 旭東電気株式会社 | 99,000千円 | 100.0% | 電子機器・電気機器等の製造および販売 |
| 加賀エアロシステム株式会社 | 99,000千円 | 100.0% | 航空機及び関連部品の輸出入・販売・賃貸 |

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|--|-----------------|--------|------------------------|
| KAGA(H.K.)ELECTRONICS LIMITED | 2,580千米ドル | 100.0% | 電子部品・電子機器等の販売 |
| KAGA(SINGAPORE)ELECTRONICS PTE LTD | 943千米ドル | 100.0% | 電子部品・電子機器等の販売 |
| KAGA(TAIWAN)ELECTRONICS CO.,LTD. | 50,000千台湾ドル | 100.0% | 電子部品・電子機器等の販売 |
| 加賀電子（上海）有限公司 | 15,017千元 | 100.0% | 電子機器・電子部品等の製造および販売 |
| KAGA ELECTRONICS (THAILAND) COMPANY LIMITED | 102,000千タイバーツ | 100.0% | 電子機器・電子部品等の製造および販売 |
| KAGA(EUROPE)ELECTRONICS LTD. | 600千ポンド | 100.0% | 電子部品・電子機器等の販売 |
| KD TEC s.r.o. | 12,000千コルナ | 100.0% | 電気・電子ユニットの組立、電子部品の販売など |
| TAXAN MEXICO S.A. DE C.V. | 477,796千メキシコペソ | 100.0% | 電子機器・電子部品等の製造および販売 |
| KD TEC TURKEY ELECTRONIK SANAYI VE TICARET LIMITED SIRKETI | 48,847千トルコリラ | 100.0% | 電気・電子ユニットの組立、電子部品の販売など |
| KAGA ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED | 185,000千ルピー | 100.0% | 電子機器・電子部品等の製造および販売 |
| KAGA COMPONENTS (MALAYSIA)SDN.BHD. | 7,000千リンギット | 100.0% | 電気機器等の製造および販売 |
| KAGA ELECTRONICS (VIETNAM) CO.,LTD. | 253,632百万ベトナムドン | 100.0% | 電子機器・電子部品等の製造および販売 |

- (注) 1. 当社グループの2023年3月31日現在の連結対象子会社は、57社（国内20社、海外37社）、うち直接所有子会社28社、間接所有子会社29社となります。
2. KAGA FEI AMERICA, Inc.を存続会社として、KAGA FEI AMERICA, Inc.とKAGA ELECTRONICS (USA)INC.は合併いたしました。
3. 2022年6月30日付をもって、加賀EMS十和田株式会社の株式を5%取得し、完全子会社といたしました。
4. 上記の他、出資組合2社を直接所有子会社としています。

(3) 主要な事業拠点 (2023年3月31日現在)

>国内ネットワーク

● 電子部品事業 ● 情報機器事業 ● ソフトウェア事業 ● その他事業



加賀電子 本社



1 青森

- 加賀EMS十和田(株) 本社・第二工場

2 宮城

- 加賀電子(株) 仙台営業所
- 加賀テクノサービス(株) 仙台事務所

3 山形

- 加賀マイクロソリューション(株) 山形事業所

4 福島

- 加賀マイクロソリューション(株) 福島事業所

5 新潟

- 加賀電子(株) 新潟営業所
- 加賀FEI(株) 長岡営業所

6 群馬

- 加賀FEI(株) 高崎開発センター

7 茨城

- 加賀FEI(株) 取手営業所
- (株)エクセル 水戸営業所

国内グループ会社



加賀電子
本社別館



加賀電子
関西営業所



加賀電子
名古屋営業所



加賀FEI

国内自社工場



加賀マイクロソリューション
福島工場



加賀EMS
十和田

8 埼玉

- 加賀電子(株) 北関東営業所
- 加賀FEI(株) 大宮オフィス
- 加賀マイクロソリューション(株) 東京事業所

9 東京

- 加賀電子(株) 本社 (東京都千代田区)
- 加賀テック(株) 本社
- 加賀デバイス(株) 本社
- (株)イー・ディーデバイス 本社
- 加賀マイクロソリューション(株) 本社
- 加賀スポーツ(株) 本社
- (株)サンコーエンジニアリング 本社
- (株)エクセル 本社
- 加賀テクノサービス(株) 本社 (墨田区)
- (株)ドリームス 本社 (品川区)
- 旭東電気(株) 東京営業所 (千代田区)
- 加賀電子(株) 本社別館 (東京都中央区)
- 加賀ソルネット(株) 本社
- (株)デジタル・メディア・ラボ 本社
- 加賀アミューズメント(株) 本社
- (株)アクセスゲームズ 本社

10 神奈川

- 加賀電子(株) 新横浜営業所
- 加賀FEI(株) 本社
- NVデバイス(株) 本社

11 長野

- 加賀FEI(株) 松本営業所/須坂営業所
- (株)エクセル 松本営業所

12 石川

- 加賀電子(株) 北陸営業所
- 加賀FEI(株) 金沢営業所
- (株)イー・ディーデバイス 北陸営業所

13 静岡

- 加賀電子(株) 浜松営業所
- 加賀FEI(株) 静岡営業所
- (株)エクセル 沼津営業所

14 愛知

- 加賀電子(株) 名古屋営業所
- 加賀FEI(株) 名古屋オフィス/三河オフィス
- (株)イー・ディーデバイス 中部営業部
- (株)エクセル 名古屋支店

15 大阪

- 加賀電子(株) 関西営業所
- 加賀FEI(株) 大阪オフィス
- 加賀デバイス(株) 大阪オフィス
- 加賀ソルネット(株) 大阪オフィス
- (株)イー・ディーデバイス 大阪営業部
- (株)デジタル・メディア・ラボ 大阪オフィス
- 加賀スポーツ(株) 卸販売部
- (株)アクセスゲームズ 開発部
- 加賀テクノサービス(株) 関西営業所
- (株)エクセル 大阪営業所
- 旭東電気(株) 本社

16 和歌山

- 加賀エアロシステム(株)

17 鳥取

- 旭東電気(株) 八橋・浦安・中山工場

18 広島

- 加賀電子(株) 福山営業所

19 福岡

- 加賀電子(株) 福岡営業所
- 加賀FEI(株) 福岡営業所

海外ネットワーク

● 電子部品事業 ● 情報機器事業 ● ソフトウェア事業 ● その他事業

欧州

- 1 ● KD TEC s.r.o.
- 2 ● KD TEC TURKEY ELEKTRONIK SANAYI VE TICARET LIMITED SIRKETI
- 3 ● KAGA FEI EUROPE GmbH

アセアン・アジア

- 4 ● KAGA ELECTRONICS (THAILAND) COMPANY LIMITED
 - AD DEVICE (Thailand) CO.,LTD.
 - EXCEL ELECTRONICS TRADING (THAILAND) CO., LTD.
- 5 ● KAGA COMPONENTS (MALAYSIA) SDN.BHD.
 - KAGA AMUSEMENT (MALAYSIA) SDN.BHD.
- 6 ● PT.KAGA ELECTRONICS INDONESIA
- 7 ● KAGA ELECTRONICS (VIETNAM) CO.,LTD.
- 8 ● KAGA ELECTRONICS INDIA PRIVATE LIMITED
- 9 ● KAGA DEVICES INDIA PRIVATE LIMITED
- 10 ● KAGA (SINGAPORE) ELECTRONICS PTE.LTD.
- 11 ● KAGA FEI KOREA LTD.

海外グループ会社



海外自社工場

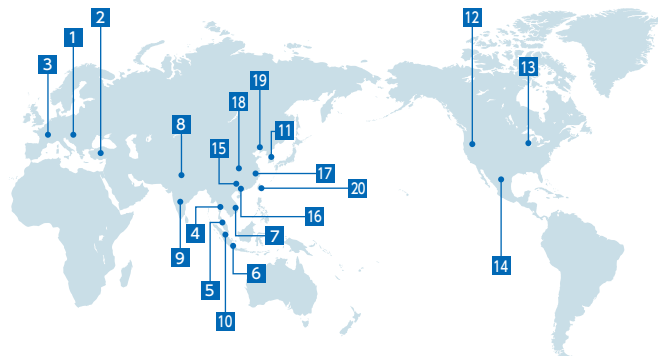


米州

- 12 ● KAGA FEI AMERICA, Inc.
- 13 ● KAGA FEI AMERICA, Inc. Mid-West Office
- 14 ● TAXAN MEXICO S.A.de C.V.

中国・香港・台湾

- 15 ● 港加賀電子 (深圳) 有限公司
 - 加賀貿易 (深圳) 有限公司
 - 卓英電子貿易 (深圳) 有限公司
- 16 ● KAGA (H.K.) ELECTRONICS LIMITED
 - KAGA DEVICES (H.K) LIMITED
 - AD DEVICE (H.K.) LIMITED
 - KAGA FEI ELECTRONICS PACIFIC ASIA LIMITED
 - 卓華電子 (香港) 有限公司
- 17 ● 加賀電子 (上海) 有限公司
 - 加賀沢山電子 (蘇州) 有限公司
 - 蘇州沢山加賀貿易有限公司
 - 加賀電子科技 (蘇州) 有限公司
 - AD DEVICE (SHANGHAI) CO.,LTD.
 - KAGA FEI ELECTRONICS (Shanghai)Co.,Ltd.
 - 卓英国際貿易 (上海) 有限公司
 - 卓英国際貿易 (上海) 有限公司 無錫分公司
- 18 ● 湖北加賀電子有限公司
- 19 ● KAGA FEI ELECTRONICS (Dalian) Software Limited
- 20 ● KAGA (TAIWAN) ELECTRONICS CO.,LTD.
 - 擘華企業股份有限公司



(4) 対処すべき課題

1. 「中期経営計画2024」

当社は、次の3カ年に向けた当社グループの成長の道筋を示すため、2021年11月に「中期経営計画2024」を策定しました。本計画においては、引き続き「利益重視の経営」を徹底しつつ、「我が国業界No.1企業」「グローバル競争に勝ち残る企業」のビジョン実現に向けて、以下の基本方針に沿った諸施策を展開してまいります。

①基本方針

- 1) 更なる収益力の強化
時代を先読みし、高い成長性や収益性が見込める市場に注力します。
- 2) 経営基盤の強化
更なる効率性、健全性を追求し、“我が国業界No.1企業”に相応しいグループ経営基盤へ変革します。
- 3) 新規事業の創出
ベンチャー投資やM&Aを積極的に活用して新たなビジネスを創出し、外的環境変化への耐性を強化します。
- 4) SDGs経営の推進
「社会課題の解決」と「企業としての持続的成長」の両立を目指した経営を推進します。



②目標とする経営指標

本計画始動後、計画初年度にあたる2023年3月期は、世界的に半導体・電子部品不足が続く中、当社グループの調達力の強みを最大限発揮した結果、新規M&A目標を除いて、売上高、営業利益ならびにROEのすべてのKPIにおいて2年前倒しで最終年度の経営目標を達成いたしました。

一方、将来の見通しにつきましては、2024年3月期は景気後退リスクや一時的な顧客在庫調整などの影響を織り込むものの、2025年3月期には回復し再び成長期に戻るシナリオを想定しております。

このように、計画策定時には想定していなかった、当社グループが属するエレクトロニクス業界の目まぐるしい環境変化およびそれにとまなう足元の業績変動を踏まえ、計画最終年度の業績見通しをアップデートいたしました。

『中期経営計画2024』の経営目標

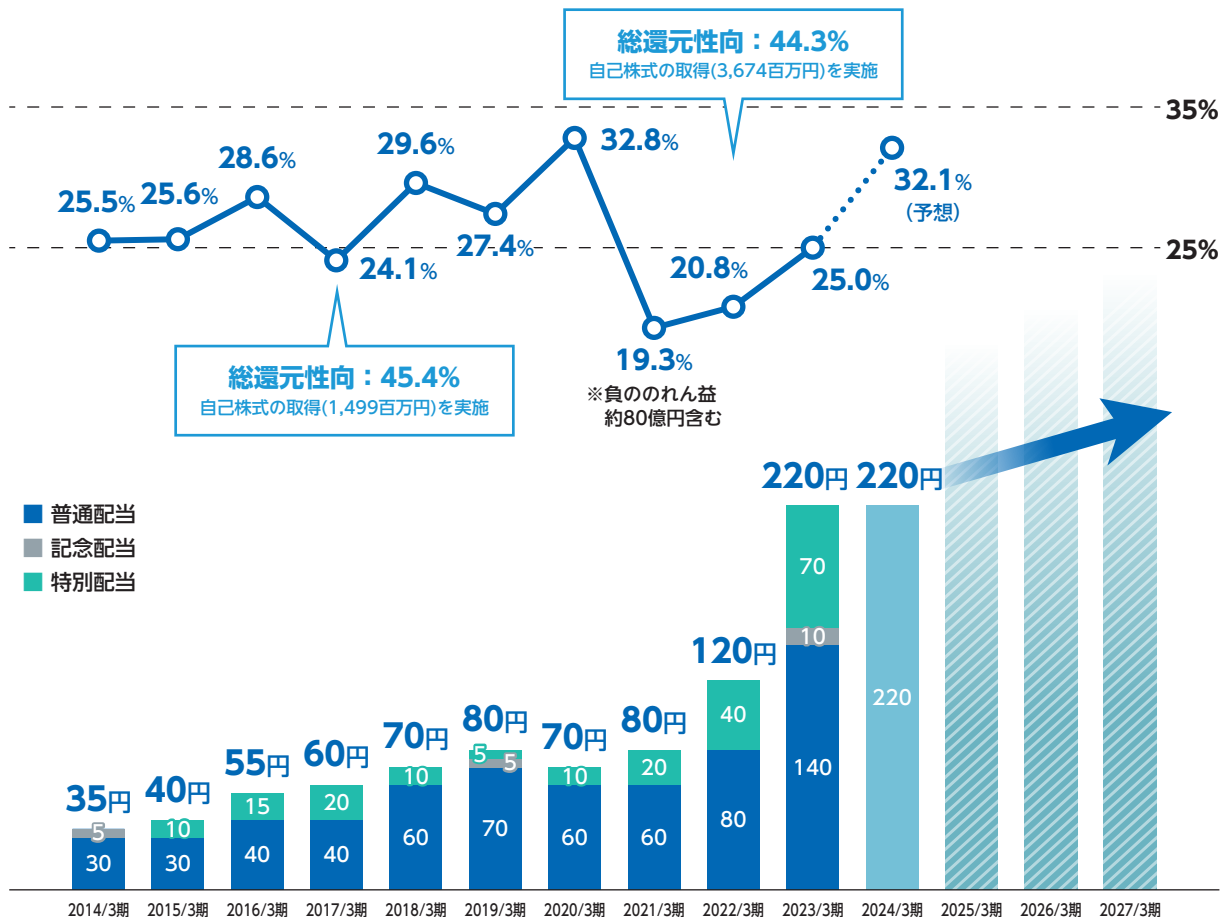
| 当初計画 (2021年11月25日公表) | ▶▶▶ | 最新見通し (2023年5月11日公表) |
|---|-------------|-------------------------|
| 2022年度～2024年度 | 計画年度 | 変更なし |
| 7,500億円 6,000億円：自律成長 1,500億円：新規M&A | 売上高 | 変更なし |
| 200億円 | 営業利益 | 300億円以上 |
| 安定的に8.5%以上 | ROE | 安定的に10%以上 |

中期経営計画の最終年度となる2024年度（2025年3月期）には、下記の経営目標の達成を目指してまいります。

- 1) 売上高：7,500億円・・・自律成長での6,000億円に加え、新規M&Aなどで1,500億円を創出します。
- 2) 営業利益：300億円以上・・・2024年3月期は景気後退リスクや一時的な顧客在庫調整の影響等を織り込みつつ2025年3月期は回復基調となり再び健全な成長期に戻ります。
- 3) ROE：10%以上・・・当社の株主資本コスト（7～8%程度）を意識しつつ、安定的にそれを上回る10%以上の水準を維持します。

2.株主還元に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけ、将来成長に資する投資の推進、中長期的に健全な財務基盤の維持ならびに連結業績の進展を総合的に勘案しつつ、連結配当性向の目安を25～35%に置き、1株当たり配当金を安定的且つ継続的に充実化することを基本方針としております。



3. サステナビリティ中長期経営計画

“世の中に役立つ企業”という普遍的な社会貢献を目指して

「サステナビリティ中期経営計画」の策定

当社は、「中期経営計画2024」とともに2021年11月に、「サステナビリティ中長期経営計画」を策定いたしました。「すべてはお客様のために」の経営理念のもと、「持続可能な社会の実現」と「持続的なグループの成長」の両立を目指したサステナビリティ経営を推進してまいります。その取り組みにあたっては、お客様、取引先、株主・投資家、従業員、地域社会など全てのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の実現に積極的な役割を果たすとともに、企業価値の向上を目指します。

(1) サステナビリティ方針

①事業活動を通じて環境課題に取り組みます

事業活動を通じて、CO²排出量の削減、廃棄物の削減と再利用の推進に取り組むとともに、環境に配慮した製品およびサービスを提供することで、地球環境を大切にす社会の実現に貢献します。

②人権を尊重し、人財を育成します

性別や年齢、国籍や社会的身分、障がいの有無など個人の属性に関係なく、すべてのステークホルダーの人権を尊重します。また、多様な従業員が心身ともに安全且つ健康に働ける職場環境や個々の能力を最大限発揮できる人事制度・教育研修体系を整備し、イノベーションに挑戦する人財づくりに取り組みます。

③会との相互信頼の確立を目指します

法令や規則を遵守し、公正な競争、高品質な製品およびサービスの提供、適時適切な情報開示など、誠実な企業活動を実践するとともに、ガバナンス体制の強化を図ることで社会から信頼される企業を目指します。











(2) サステナビリティ推進体制

加賀電子グループは、サステナビリティの推進を重要な経営課題と捉え、加賀電子株式会社の代表取締役社長社長執行役員が委員長となる「SDGs委員会」を設置し、その直下には「環境」「社会」「ガバナンス」のワーキンググループを配して、グループ横断的にサステナビリティを推進するマネジメント体制を敷いています。経営トップのコミットメントのもと、事業部門とも連携して、各ワーキンググループを通じて、ESG課題に対する方針や施策・目標の策定、進捗管理などグループ一体となってサステナビリティの推進に取り組んでいます。

※[招集ご通知20ページ](#)に当社のガバナンス体制図を掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(3) マテリアリティ (重要課題) の特定

加賀電子グループは、世界および当社が直面するさまざまな課題や社会からの要請に真摯に向き合い、「E：環境」「S：社会」「G：ガバナンス」ならびに「B：事業」の4つの観点から、当社の経営にとってインパクトの大きい重要課題を以下の通り特定しました。これらのマテリアリティの取組みを通じて、持続可能な社会の実現に寄与する企業活動を実践し、さらなる企業価値の向上を推進していきます。

| | マテリアリティ | 関連するSDGs | 経済・社会情勢の変化 | 取組み課題 |
|---|------------------|---|--|---|
| E | クリーンな地球環境を作る |   | <ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化・環境問題の深刻化 ● カーボンニュートラルへの要請 | <ul style="list-style-type: none"> ● 環境・エネルギー問題に貢献する製品およびサービスの提供 ● 環境負荷低減に向けた取り組みの継続 |
| S | 働きやすい会社、豊かな社会を作る |    | <ul style="list-style-type: none"> ● ニューノーマルに向けた社会構造の変化 ● 少子高齢化による人材の逼迫 | <ul style="list-style-type: none"> ● ニューノーマルに相応しいダイバーシティおよび働き方の促進 ● 加賀イズムの継承・発展による人財育成 |
| G | 持続可能な経営基盤を作る |   | <ul style="list-style-type: none"> ● コーポレートガバナンス強化への要請 ● 環境変化に耐えるレジリエンスの実現 | <ul style="list-style-type: none"> ● ガバナンス、コンプライアンスのさらなる強化 ● 利益重視経営の徹底 |
| B | 持続的な事業成長を実現する |    | <ul style="list-style-type: none"> ● デジタルトランスフォーメーションの進展 ● IoT・AIなどICTの普及による超スマート社会の到来 ● グローバル競争の激化 | <ul style="list-style-type: none"> ● デジタル化社会に貢献する製品およびサービスの提供 ● 社会課題解決に貢献する新規事業創出 ● グローバル展開のさらなる促進 |

(4) サステナビリティ中長期経営目標と主なKPI ※ () 内は現状値

| | 主なテーマ | 取組み課題・検討課題 | 中期目標 | 長期目標 |
|---|------------------------------|--|--|----------------------------|
| E | 再生可能エネルギー100%化の実現 | ● 国内営業拠点における再エネ導入 | 2024年：40% (1%) | 2030年：100% |
| | | ● 国内製造拠点における再エネ導入 | ～2024年：情報収集・分析及び方針決定 | 2030年：50% 2050年：100% |
| | | ● 海外製造拠点における再エネ導入 | ● 自家発電／外部調達 ● 太陽光パネル／バイオマス発電／再エネ事業者 | 2030年：30% 2050年：100% |
| | 社有車両のEV化 | ● 国内営業車両の電動車(EV、HV、PHV、FCV)への切り替え | 2024年：85% (78.5%) | 2030年：100% |
| S | ダイバーシティと人財マネジメント | ● 中核人材の多様性確保(女性、外国人、中途採用) | <女性新卒総合職比率> 2023年：30% (5.8%) | <女性新卒総合職比率> 2028年：40% |
| | | ● 高齢者・障がい者雇用の取り組み | <女性管理職比率> 2024年：15% (13.3%) | <女性管理職比率> 2029年：17% |
| | 「ワークライフ・マネジメント」と「生産性向上」 | ● 育児・介護支援、テレワークなど各種制度拡充 ● 健康経営優良法人の認定取得 | 2022年：各種制度拡充 2023年：認定取得 | 2025年：外部認定取得 2024年～認定継続 |
| G | CGコード改訂・東証再編に対応したガバナンス体制の再構築 | ● 独立社外取締役1/3以上 ● 指名・報酬委員会の設置 | 2021年6月実施済み | |
| | | ● 取締役会の多様化 | ～2022年6月：方針決定 | |
| | | ● プライム市場に対応したCGコード・フルコンプライ | 2021年11月実施済み | 次期CGコード改訂に応じて目標設定 |
| | 経営の監督機能・執行機能の一層強化 | ● 「委任型執行役員」制度の導入 ● 「委員会等設置会社」への移行 | 2022年4月：施行 ～2023年3月：方針決定 | |

(5) サステナビリティ中長期経営計画の進捗

2022年度の主な活動・進捗状況

- 再エネ由来電力は全体電力量の1.2%で導入済。24年度に40%達成予定とし検討継続。
- 青森・福島・鳥取の拠点にて太陽光パネル設置に向け発電量を算出。実地設計を開始。
- 中国（湖北）、ベトナムの拠点にて太陽光パネルによる再エネ由来電力の導入開始。各拠点での年間電力量の30~50%をカバー見込。
- 電動化比率は前年度比1.2%増の82.0%（2023年3月末）。

- 女性新卒総合職比率は、「行動計画」に沿った採用活動を実施し前年度比12.3pt増の18.1%。
- 女性管理職比率向上に関しグループ内で協議、各社ごとに女性管理職員の目標人数を設定済。2023年4月現在では前年度比3.2pt増の16.5%
- 障がい者雇用は法定雇用率100%(2023年3月末)。
- テレワークを恒常的な制度とし規程・ルール改訂を実施。
- 2023年3月認定取得済み。

- 2023年6月以降は取締役6名（うち社外取締役3名）とし、過半数以上を社外取締役とする方向。指名・報酬委員会は設置済み。
- 新任の社外監査役候補を女性とすることを決定。女性取締役選任に向け活動継続。

- 2022年6月より実施済み。

- 2022年4月より実施済み。

- 監査役設置会社を継続とするも、取締役任期を現在の2年から1年に短縮（2023年6月予定）

〈ベトナム工場設置の太陽光パネル〉



〈取締役会の機能強化〉



Ⅱ 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 28,702,118株 |
| ③ 株主数 | 9,657名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

| 株主名 | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|------------------------------------|----------|----------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 2,819 | 10.73 |
| 株式会社OKOZE | 1,840 | 7.01 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 1,815 | 6.91 |
| 加賀電子従業員持株会 | 1,503 | 5.73 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,137 | 4.33 |
| 株式会社みずほ銀行 | 950 | 3.62 |
| 塚本 勲 | 730 | 2.78 |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 | 516 | 1.97 |
| 三菱電機株式会社 | 500 | 1.90 |
| 日本生命保険相互会社 | 459 | 1.75 |

(注) 1.当社は、自己株式を2,438,777株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

| | 株式数 | 交付対象者 |
|-------|---------|-------|
| 取締役 | 13,944株 | 6名 |
| 社外取締役 | - | - |
| 監査役 | - | - |

(注) 当社は2018年6月28日開催の第50回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2022年6月29日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月28日付けで取締役6名(代表取締役会長および社外取締役を除く)に対し自己株式13,944株の処分を行っております。なお、当社の株式報酬の内容につきましては、43ページ「Ⅲ会社役員状況(2)当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況（2023年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|----------------|---------|---|
| 代表取締役会長 会長執行役員 | 塚 本 勲 | ITbookホールディングス株式会社 社外取締役 |
| 代表取締役社長 社長執行役員 | 門 良 一 | |
| 取締役 専務執行役員 | 高 橋 信 佐 | |
| 取締役 専務執行役員 | 筧 新 太 郎 | |
| 取締役 常務執行役員 | 川 村 英 治 | 管理本部長 |
| 取締役 上席執行役員 | 俊 成 伴 伯 | EMS事業部長 |
| 取締役 上席執行役員 | 野 原 充 弘 | |
| 取 締 役 | 三 吉 暹 | |
| 取 締 役 | 田 村 彰 | 新潟総合警備保障株式会社 顧問 ソレキア株式会社 社外取締役 |
| 取 締 役 | 橋 本 法 知 | 株式会社イボキン 社外取締役 |
| 取 締 役 | 西 山 博 一 | |
| 常 勤 監 査 役 | 亀 田 和 典 | |
| 常 勤 監 査 役 | 石 井 隆 弘 | |
| 監 査 役 | 橘 内 進 | 橘内公認会計士事務所 代表 Asia Alliance Partner Co.,Ltd. 代表取締役 株式会社エージェント・インシュアランス・グループ 社外取締役 |
| 監 査 役 | 佐 藤 陽 一 | アルファパートナーズ法律事務所 弁護士 (オブ・カウンセル) ブイグ・アジア株式会社 監査役 |

- (注) 1. 取締役三吉 暹、田村 彰、橋本法知、西山博一は、社外取締役であります。
 2. 監査役橘内 進、佐藤陽一は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役亀田和典、石井隆弘は、金融機関における豊富な業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役橋内 進は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役佐藤陽一は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役三吉 暹、田村 彰、橋本法知、西山博一ならびに監査役橋内 進、佐藤陽一は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、47ページ「Ⅲ会社役員の状況(5)役員等賠償責任保険契約内容の概要等」に記載のとおりです。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

取締役および監査役の報酬等

イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

・基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の経営理念の実現を实践する優秀な人材を確保・維持し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系として、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみで構成しております。また、取締役の報酬の内容については、報酬の内容および決定手続きの両面において、合理性、客観性および透明性を備えるものとしております。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して適宜見直しを図りながら決定するものとしております。

- ・業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画にて掲げている利益重視経営によるものであり、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を尊重して見直しを行うものとしております。なお、業績連動報酬の額は、連結業績を勘案しております。非金銭報酬等は、当社の持続的な企業価値向上に向けたインセンティブを付与するとともに当社の株式保有を通じた株主との一層の価値共有を進めることを企図した譲渡制限期間を20年以内とする譲渡制限付株式報酬を、当該事業年度終了後の一定の時期に付与しております。付与する株式の個数は、役位、職責、株価等を勘案し指名・報酬委員会の答申を尊重して決定しております。

- ・金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の種類別の報酬割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の報酬水準など動向を踏まえ、指名・報酬委員会の答申を尊重して決定しております。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の額及び数については、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長および代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬（賞与等）の評価配分並びに譲渡制限付株式報酬の個人別の割当株式数の決定としております。取締役会は、当該権限が代表取締役会長および代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役会長および代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定することとしております。

- ・報酬等の内容の決定を取締役その他の第三者に委任する場合の決定方法に関する事項

個人別の報酬等の金額及び株式の割当数については、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長および代表取締役社長が具体的内容を決定しております。取締役会は、当該権限が代表取締役会長および代表取締役社長によって適切に行使されるよう指名・報酬委員会による諮問、答申を得て決定を行う措置を講じるものとしております。代表取締役会長および代表取締役社長は、当社全体の業績、株価、各取締役の役割、各取締役が当社の業績に与えた影響その他の事情を俯瞰しつつ、指名・報酬委員会の諮問・答申を十分尊重し、取締役の個人別の報酬内容を決定しております。

ロ. 取締役および監査役の報酬等の額

| 区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|------------------|-----------------|------------------|------------|-----------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 1,039 (40) | 332 (40) | 666 (-) | 40 (-) | 11 (4) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 46 (10) | 46 (10) | - (-) | - (-) | 4 (2) |
| 合計 (うち社外役員) | 1,085 (51) | 378 (51) | 666 (-) | 40 (-) | 15 (6) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、営業利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益であり、目標値に対する達成度合いに応じて算出されております。当該指標を選定した理由は、利益重視経営によるものであります。当事業年度における業績指標は、23ページ「Ⅰ企業集団の現況(1)当連結会計年度の事業の状況①事業の経過および成果」に記載しております。
3. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、43ページ「Ⅲ会社役員の状況(2)当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載しております。また、当事業年度における交付状況は、41ページ「Ⅱ会社の現況(1)株式の状況⑤当事業年度中に職務の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2022年6月29日開催の第54回定時株主総会において年額1,000百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内。また使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち、社外取締役は4名）です。また、2018年6月28日開催の第50回定時株主総会において、上記報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。
5. 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第27回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
6. 取締役会は、代表取締役会長塚本 勲および代表取締役社長門 良一に対し各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬（賞与等）並びに譲渡制限付株式の個人別の割当株数の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 監査役橋内 進は、橋内公認会計士事務所の代表およびAsia Alliance Partner Co.,Ltd.の代表取締役を兼務しております。それぞれの兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役佐藤陽一は、アルファパートナーズ法律事務所の弁護士（オブ・カウンセル）およびブイグ・アジア株式会社の監査役を兼務しております。当社はアルファパートナーズ法律事務所との間に顧問弁護士契約を締結しておりますが、同氏は同事務所パートナー弁護士ではありませんので、同事務所の経営には関与していません。また、当社とブイグ・アジア株式会社との間に特別の関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 取締役田村 彰は、新潟総合警備保障株式会社の顧問およびソレキア株式会社の社外取締役であります。当社とそれぞれの兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 取締役橋本法知は、株式会社イボキンの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役橋内 進は、株式会社エージェント・インシュアランス・グループの社外取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

| | | 出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 | |
|-------|---------|---|---|
| 社外取締役 | 三 吉 暹 | | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に対し客観的視点と独立した立場から取締役会において意見を述べており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 |
| 社外取締役 | 田 村 彰 | | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、特に経営戦略や経営管理等に対し客観的視点と独立した立場から取締役会において意見を述べており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 |
| 社外取締役 | 橋 本 法 知 | | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、特に経営戦略や人事などに対し客観的視点と独立した立場から取締役会において意見を述べており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 |
| 社外取締役 | 西 山 博 一 | | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の事業全般に対し客観的視点と独立した立場から取締役会において意見を述べており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 |

| | 出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---------------|---|
| 社外監査役 橋 内 進 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会19回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 社外監査役 佐 藤 陽 一 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会19回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会および監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づいて、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および当社子会社の取締役および監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|----------------|
| (資産の部) | |
| 流動資産 | 245,572 |
| 現金及び預金 | 52,600 |
| 受取手形 | 1,534 |
| 電子記録債権 | 9,683 |
| 売掛金 | 117,881 |
| 有価証券 | 195 |
| 商品及び製品 | 41,375 |
| 仕掛品 | 2,277 |
| 原材料及び貯蔵品 | 12,552 |
| その他 | 7,624 |
| 貸倒引当金 | △153 |
| 固定資産 | 40,645 |
| 有形固定資産 | 20,158 |
| 建物及び構築物 | 6,690 |
| 機械装置及び運搬具 | 6,466 |
| 工具、器具及び備品 | 1,103 |
| 土地 | 5,859 |
| 建設仮勘定 | 39 |
| 無形固定資産 | 2,702 |
| のれん | 48 |
| ソフトウェア | 2,617 |
| その他 | 36 |
| 投資その他の資産 | 17,784 |
| 投資有価証券 | 12,144 |
| 繰延税金資産 | 2,162 |
| 差入保証金 | 1,280 |
| 保険積立金 | 920 |
| 破産更生債権等 | 4,842 |
| その他 | 1,298 |
| 貸倒引当金 | △4,864 |
| 資産合計 | 286,217 |

| 科目 | 金額 |
|--------------------|----------------|
| (負債の部) | |
| 流動負債 | 127,547 |
| 支払手形及び買掛金 | 79,232 |
| 短期借入金 | 19,585 |
| 未払費用 | 8,400 |
| 未払法人税等 | 6,011 |
| 役員賞与引当金 | 465 |
| その他 | 13,852 |
| 固定負債 | 28,932 |
| 社債 | 10,000 |
| 長期借入金 | 10,600 |
| 繰延税金負債 | 2,634 |
| 役員退職慰労引当金 | 143 |
| 退職給付に係る負債 | 2,148 |
| 資産除去債務 | 627 |
| その他 | 2,778 |
| 負債合計 | 156,479 |
| (純資産の部) | |
| 株主資本 | 117,285 |
| 資本金 | 12,133 |
| 資本剰余金 | 14,820 |
| 利益剰余金 | 95,945 |
| 自己株式 | △5,614 |
| その他の包括利益累計額 | 12,322 |
| その他有価証券評価差額金 | 2,534 |
| 繰延ヘッジ損益 | △18 |
| 為替換算調整勘定 | 9,568 |
| 退職給付に係る調整累計額 | 239 |
| 非支配株主持分 | 129 |
| 純資産合計 | 129,737 |
| 負債純資産合計 | 286,217 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | | 金額 | |
|-----------------|------|-------|---------|
| 売上 | 高価 | | 608,064 |
| 売上 | 原価 | | 529,550 |
| 販売費及び一般管理費 | 総利益 | | 78,514 |
| 営業外収益 | 利益 | | 46,265 |
| 受取配当金 | 利息 | 211 | 32,249 |
| 受取配当金 | 投資利益 | 279 | |
| 受取配当金 | 手数料 | 97 | |
| 受取配当金 | 差益 | 227 | |
| 受取配当金 | 他家 | 107 | |
| 受取配当金 | の | 126 | |
| 受取配当金 | 費用 | 412 | 1,461 |
| 営業外費用 | 利息 | 748 | |
| 支え経常利益 | の | 223 | 971 |
| 特別利益 | 利益 | | 32,739 |
| 固定資産売却益 | 売却益 | 20 | |
| 投資有価証券売却益 | 売却益 | 626 | |
| 退職給付の | 制度改定 | 126 | |
| 退職給付の | の | 1 | 774 |
| 特別損失 | 損失 | | |
| 減損 | 損失 | 644 | |
| 固定資産除却 | 除却 | 37 | |
| 投資有価証券売却 | 売却 | 12 | |
| 投資有価証券評価 | 評価 | 348 | |
| 投資有価証券評価 | の | 11 | 1,054 |
| 税金等調整前当期純利益 | 利益 | | 32,460 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 税額 | 9,197 | |
| 法人税等調整額 | 調整 | 167 | 9,365 |
| 当期純利益 | 利益 | | 23,094 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 利益 | | 23 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 利益 | | 23,070 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|---------------|----------------|
| (資産の部) | |
| 流動資産 | 71,390 |
| 現金及び預金 | 10,320 |
| 受取手形 | 249 |
| 電子記録債権 | 4,057 |
| 有価証券 | 30,576 |
| 商品 | 195 |
| 仕掛品 | 6,006 |
| 貯蔵品 | 9 |
| 前払費用 | 1 |
| 関係会社短期貸付金 | 392 |
| 未収入金 | 324 |
| その他の現金 | 17,630 |
| 貸倒引当金 | 3,051 |
| 固定資産 | 180 |
| 有形固定資産 | 55,817 |
| 建物 | △1,606 |
| 構築物 | 5,528 |
| 機械及び装置 | 1,922 |
| 車両運搬具 | 14 |
| 工具、器具及び備品 | 70 |
| 土地 | 52 |
| リース資産 | 138 |
| 無形固定資産 | 3,292 |
| 商標 | 37 |
| ソフトウェア | 2,036 |
| その他の資産 | 4 |
| 投資有価証券 | 2,026 |
| 関係会社株 | 5 |
| 関係会社出資金 | 48,252 |
| 関係会社長期貸付金 | 10,472 |
| 破産更生債権等 | 34,695 |
| 長期前払費用 | 10 |
| 繰延税金資産 | 15 |
| その他の現金 | 920 |
| 貸倒引当金 | 4,421 |
| 投資損失引当金 | 368 |
| | 147 |
| | 1,720 |
| | △4,417 |
| | △99 |
| 資産合計 | 127,208 |

| 科目 | 金額 |
|------------------|----------------|
| (負債の部) | |
| 流動負債 | 54,316 |
| 支払手形 | 1,445 |
| 買掛金 | 17,538 |
| 短期借入金 | 9,146 |
| 関係会社短期借入金 | 12,455 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 5,040 |
| リース債務 | 66 |
| 未払金 | 1,737 |
| 未払費用 | 2,450 |
| 未払法人税等 | 2,065 |
| 前払受取金 | 1,079 |
| 預り金 | 273 |
| 役員賞与引当金 | 400 |
| その他の負債 | 617 |
| 固定負債 | 22,460 |
| 社債 | 10,000 |
| 長期借入金 | 10,600 |
| リース債務 | 99 |
| 退職給付引当金 | 126 |
| 資産除去債務 | 108 |
| その他の負債 | 1,525 |
| 負債合計 | 76,777 |
| (純資産の部) | |
| 株主資本 | 48,057 |
| 資本金 | 12,133 |
| 資本剰余金 | 13,965 |
| 資本準備金 | 13,912 |
| その他の資本剰余金 | 19,912 |
| 利益剰余金 | 52 |
| 利益準備金 | 27,568 |
| 利益準備金 | 618 |
| その他の利益剰余金 | 26,949 |
| 別途積立金 | 7,000 |
| オープンイノベーション促進積立金 | 25 |
| 繰越利益剰余金 | 19,924 |
| 自己株式 | △5,609 |
| 評価・換算差額等 | 2,373 |
| その他有価証券評価差額金 | 2,380 |
| 繰延ヘッジ損益 | △6 |
| 純資産合計 | 50,431 |
| 負債純資産合計 | 127,208 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|--------------|---------|
| 売上高 | 137,522 |
| 売上原価 | 119,859 |
| 売上総利益 | 17,663 |
| 販売費及び一般管理費 | 11,656 |
| 営業利益 | 6,007 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 233 |
| 受取配当金 | 5,559 |
| その他 | 450 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 507 |
| 貸与資産減価償却費 | 14 |
| 為替差損 | 116 |
| その他 | 145 |
| 経常利益 | 11,466 |
| 特別利益 | |
| 投資有価証券売却益 | 600 |
| 事業譲渡益 | 750 |
| 貸倒引当金戻入額 | 3,156 |
| その他 | 0 |
| 特別損失 | |
| 投資有価証券売却損 | 12 |
| 投資有価証券評価損 | 341 |
| 関係会社株式評価損 | 491 |
| 投資損失引当金繰入額 | 98 |
| その他 | 1 |
| 税引前当期純利益 | 15,029 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,757 |
| 法人税等調整額 | △332 |
| 当期純利益 | 12,604 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

加賀電子株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

| | | |
|----------|-------|------|
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 好田健祐 |
| 業務執行社員 | | |
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 新田将貴 |
| 業務執行社員 | | |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、加賀電子株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、加賀電子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

加賀電子株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 好田 健 祐
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 新田 将 貴
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、加賀電子株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門である監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、事業部長及び使用人等から各グループ会社に関する職務も含めその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人との連携に努めつつ、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用状況についても、特段指摘すべき点は見受けられません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PWCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PWCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

加賀電子株式会社 監査役会

| | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 石 | 井 | 隆 | 弘 | ㊟ |
| 常勤監査役 | 亀 | 田 | 和 | 典 | ㊟ |
| 社外監査役 | 橘 | 内 | | 進 | ㊟ |
| 社外監査役 | 佐 | 藤 | 陽 | 一 | ㊟ |

以上

株主総会会場ご案内図

会場

秋葉原ビジネスセンター 4階 AP秋葉原 東京都台東区秋葉原1番1号

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。



秋葉原ビジネスセンター AP秋葉原 (株主総会会場)

交通機関

JR山手線・総武線・京浜東北線
秋葉原駅 (昭南通り口) 徒歩5分

つくばエクスプレス
秋葉原駅 (A3出口) 徒歩3分

東京メトロ 銀座線
末広町駅 (1番出口) 徒歩5分

東京メトロ 日比谷線
秋葉原駅 (2番出口) 徒歩5分

都営新宿線
岩本町駅 (A3出口) 徒歩8分

※駐車場の設備がありませんので、自動車・オートバイ・自転車でのご来場はご遠慮ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

